

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険

いばらき

2

健康保険・厚生年金保険の加入漏れはありませんか

2014 February
NO.427

- 年金と税金
- 国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です
- インターネットでも生活習慣病予防健診の申込みができます



「早春に翔ぶ」(撮影・水戸市千波湖)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

健康保険・厚生年金保険の 加入もれはありませんか

**パート・派遣・外国人従業員の
皆さまも健康保険・厚生年金保険の
加入者となります**

健康保険・厚生年金保険の適用事業所に常時使用され、報酬を受けている人は、国籍・年齢・給料の多少・年金受給の有無などに関係なく、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

ただし、適用事業所に使用されていても、**満七十歳**に達した人は厚生年金保険の資格を喪失し、健康保険のみの被保険者となります。

また、健康保険は**満七十五歳**に達すると資格を喪失し、後期高齢者医療の被保険者となります。



パートの従業員は

「日または一週間の勤務時間」および「ヶ月の勤務日数」が、その事業所で同じような仕事をしている一般従業員のおおむね**四分の三以上**ある場合は、パート従業員も被保険者となります。

ただし、日々雇い入れられる人や季節的業務に使用される人は、被保険者となりません。

労働者派遣会社からの従業員は

派遣された先で就労しますが、派遣元が労働者派遣契約に基づき労働者を派遣し、報酬を支払っていることから、雇用関係は派遣元と労働者との間に存在することになります。

そのため、派遣労働者に被保険者資格があれば、加入手続きは派遣元の事業主が行うこととなります。

外国人の従業員は

適用事業所で適法に常時使用されている外国人も、国籍を問わず健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

年金と税金

年金収入は雑所得

国民年金厚生年金などの老齢および退職を支給事由とする年金は所得税法により雑所得となり、支払年金額が二五八万円以上（六十五歳未満の人は二〇八万円以上）の場合は所得税がかかりません。

所得税には各種の控除があり該当する方は「扶養親族等申告書」を提出し控除を受けることになります。各種控除は次のとおりです。

- ① 公的年金等控除および基礎控除相当
- ② 配偶者控除相当
- ③ 扶養控除
- ④ 障害者控除
- ⑤ 寡婦控除または寡夫控除

復興特別所得税

平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に生じる所得について、源泉所得税を徴収する際、併せて二・一%相当額の復興特別所得税が源泉徴収されます。

確定申告が必要な方は

公的年金等の収入金額が四〇〇万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所

得以外の所得金額が二〇万円以下の場合は、確定申告書の提出が不要となりますが、次のような方は確定申告が必要となります。

- ① 扶養親族等申告書を提出しなかったり、提出した後に扶養親族等の人数に変更がある方
- ② 年金以外に収入（給与等）がある方
- ③ 他の公的年金の支払いを受けている方
- ④ 生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除などを受けようとする方

確定申告の提出は

確定申告は二月十七日から三月十七日までの間に住所を所管する税務署等で行います。必要なものは次のとおりです。

- ① 源泉徴収票（日本年金機構から交付されたもの）
 - ※前記以外の年金収入や給与収入がある人は、それらの源泉徴収票も必要です。
 - ② 生命保険料控除や医療費控除を受けようとする場合は、その証明書や領収書
 - ③ 確定申告の用紙（税務署におたずねください）
 - ④ 印鑑
- ※詳しいことは税務署におたずねください。

源泉徴収票

Q 源泉徴収票はどのようなときに使うのですか？

A 源泉徴収票は、老齢の年金を受けている方に、昨年中に支払った年金の総額や年金から差し引いた所得税などをお知らせするものです。税金の確定申告や還付請求をするときには、この源泉徴収票を税務署に提出することになります。

Q 二月になっても源泉徴収票が届かないときは？源泉徴収票を紛失した、又は確定申告で使った後、再び必要になったときは？

A 老齢の年金を受けている方には、今年は一月十二日に日本年金機構から源泉徴収票をお送りしています。

源泉徴収票が送付されない場合は、**ねんきんダイヤル（0570-051165）**にお電話をいただければ、源泉徴収票を再交付し、ご本人宛にお送りいたします。

お電話をいただいてから源泉徴収票を送付するまで、通常一週間程度かかります。お急ぎの場合は、お近くの年金事務所又は街角の年金相談センターに來訪いただけますようお願いいたします。

Q & A

いたします。
ご本人が來訪される場合は、年金証書等をご持参ください。

その他の方が來訪される場合には、交付申請される方の基礎年金番号が確認できる書類（年金証書など）のほかに、委任状、依頼された方の本人確認ができるもの（運転免許証など）をご持参ください。

その他に窓口交付を行う場合は、**交付物の搾取を防止するため、顔写真により本人または代理人（受任者）と確認ができるものの提示をお願いいたします。**

なお、障害年金、遺族年金については課税の対象となっていないため、源泉徴収票の発行は行っておりません。



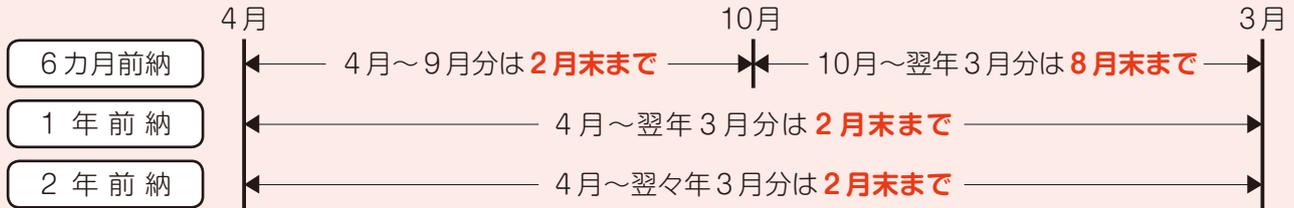
◆詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

お申し込みは簡単！

「口座振替申出書」に必要な事項を記入・押印（金融機関への届出印）し、お近くの年金事務所へ郵送してください。

また、年金事務所や金融機関の窓口にて提出していただいても結構です。

●前納の申し込みは下記のとおり期限があります。ご注意ください。



割引額早見表

	1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
	割引額	割引額	割引額	割引額
翌月末振替	—	—	—	—
当月末振替（早割）	50円	300円	600円	1,200円
6カ月前納＜現金納付＞	—	730円	1,460円	2,920円
6カ月前納＜口座振替＞	—	1,030円	2,060円	4,120円
1年前納＜現金納付＞	—	—	3,200円	6,400円
1年前納＜口座振替＞	—	—	3,780円	7,560円
2年前納＜口座振替＞	—	—	—	14,360円

※割引額は平成25年度の保険料額を元にした目安額ですので、実際の金額とは異なる場合があります。

●「クレジットカード納付」について

クレジットカードによる納付（立替払い）でも国民年金保険料割引（ただし、現金納付と同じ割引額です。また、2年前納はありません。）がございませう。

詳しくは日本年金機構ホームページを閲覧いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

お問い合わせは「国民年金保険料専用ダイヤル」へ  **0570-011-050**

050で始まる電話でおかけになる場合は03-6731-2015

〈受付時間〉 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

〔ただし、月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日）は午後7:00まで延長〕

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

国民年金保険料の納付は 口座振替が便利でお得です！

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。

また、早割・前納で納付すると保険料が割引されます。

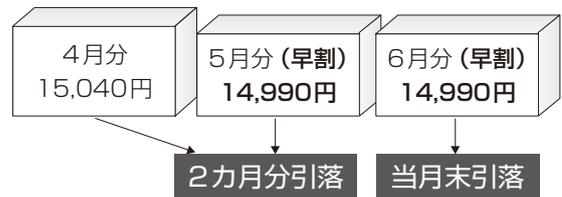
保険料を**早割**にすると、**月50円（年間600円）**のお得！

保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に引き落とす方法のことを「**早割**」といいます。

●翌月末振替（通常の口座振替）



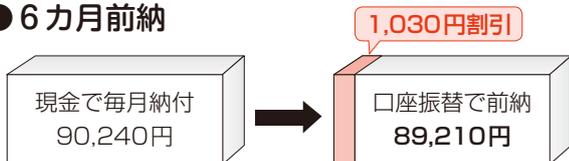
●当月末振替（早割）



※早割申込後の最初の引き落としは、前月分（割引なし）と当月分（50円割引）の2カ月分となり、その後は当月分（50円割引）の1カ月分となります。

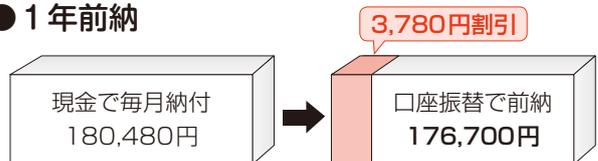
6カ月分、1年分、2年分をまとめて**前納**するとさらにお得！

●6カ月前納



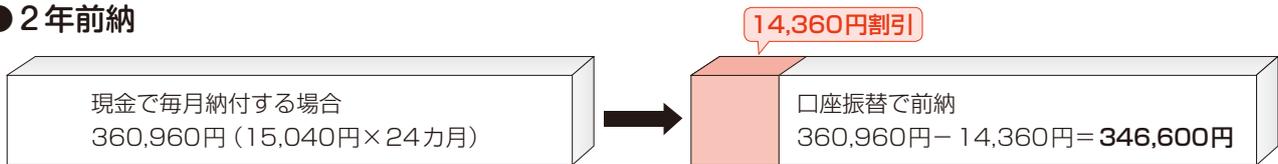
※4月分～9月分は4月末、10月分～翌年3月分は10月末に一括引き落とし
初回は、原則、前月分と6カ月前納分の7カ月分の引き落としになります。

●1年前納



※4月末に一括引き落とし
初回は、原則、前月分と1年前納分の13カ月分の引き落としになります。

●2年前納



※4月末に一括引き落とし
初回は、原則、前月分と2年前納分の25カ月分の引き落としになります。

【留意事項】

- 注1：上記、国民年金保険料額・割引額は、平成25年度の保険料額を元にした目安額ですので、実際に引き落としされる金額とは異なります。
- 注2：国民年金保険料額は法律に基づき、物価や賃金の伸びに合わせて毎年度調整されており、平成26年度の保険料額は平成26年2月下旬に告示される予定です。
- 注3：実際に口座から引き落としされる金額は「国民年金保険料口座振替額通知書」にて、ご確認願います。
- 注4：前納分はすべてその年の社会保険料控除の対象となります。（2年前納は2年分が対象となります。）

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

インターネットでも、生活習慣病予防健診 の申込みができます！

平成24年4月から、インターネットでも生活習慣病予防健診の一括申込みができるサービスが始まっています。

こんな事業所の皆さまに
おすすめ！

支店や営業所が多い

ご利用にはID・パスワードの申請が必要です

対象者が多くて大変

以下の「ご利用方法」に沿ってホームページからお申込みください。

Excelでも管理したい

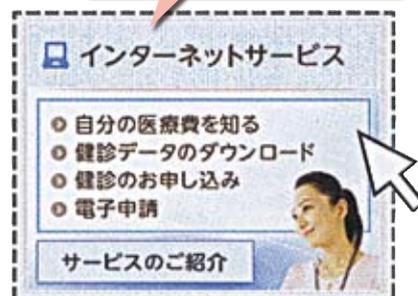
◇ インターネットによる申込みのメリット ◇

- 健診対象者が多い場合、インターネットによる申込みの方が郵送による申込みより早く手続きが完了します。
- 郵送による申込みで必要な「申込書の記入」や「送付コスト」など事務処理上の負担が、インターネットでの申込みにより軽減されます。

ご利用方法

1. 協会けんぽのホームページより、ID・パスワードの取得申請を行ってください。
2. ID・パスワードが郵送で通知されましたら、情報提供システムにログインして健診対象者データをダウンロードすることができます。
3. ダウンロードしていただいた健診対象者データに必要事項を入力し、インターネットで申込みます。

協会けんぽホームページで『インターネットサービス』をクリック！



生活習慣病予防健診申込み時の注意点

1. 生活習慣病予防健診はセット健診です。原則、本人の希望等により受診項目を選ぶことはできません。受診されない項目がある場合、補助が受けられない場合がありますのでご注意ください。
2. 健診費用については、上限が決められており、ほとんど金額は変わりませんが、健診機関により若干差があります。また、オプション等を追加されますとその分は自費となります。
3. 生活習慣病予防健診は基本的に胃検診は胃部レントゲン検査（バリウム検査）ですが、希望により胃内視鏡検査（胃カメラ）に替えることが可能です。その際に健診機関によっては追加料金が発生する場合があります。ご予約の際に必ずご確認ください。
4. 健診のご予約後に、ご予約内容（日程・健診内容）の変更やキャンセルを希望する場合は、予約された健診機関へのみご連絡をお願いします。（健診機関から協会けんぽへ連絡が入るため、協会けんぽへのご連絡は不要です。）

お問い合わせ先

 全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>
☎029-303-1584 (保健グループ)